

案件概要書

2013 年 4 月 3 日

国際協力機構アフリカ部アフリカ第一課

1. 案件名（国名）

国名：ブルンジ共和国

案件名：ブジュンブラ港拡張計画

(The Project for the Expansion of the Port of Bujumbura)

2. 事業の背景と必要性

(1) 当該国における港湾セクターの開発実績（現状）と課題

ブルンジは外港に面していないが、アフリカ大陸の中央に位置するタンガニーカ湖（南北の全長 677km、コンゴ民、ザンビア、タンザニア、ブルンジが湖岸を分ける大陸で 2 番目に大きな湖）の最北端に位置し、コンゴ民、タンザニア、ブルンジ、ルワンダを結ぶ内陸路の結節点となっている。同国首都にあるブジュンブラ港は 1960 年以前に整備され、同国内最大の貿易拠点となっている。

ブルンジ経済は近年 3%～5%の堅調な成長を続けており、今後も日用品、工業製品、建設資材や食料品などの輸入の増加が見込まれている。また近年の周辺国の経済発展によりブジュンブラ港の取扱貨物が急増している。例えば、南部アフリカからの輸入量は、2001 年以降増加傾向が見られ、特に 2006 年から 2010 年の間に約 11 万トンまでに倍増しており、今後も増加が予測されている。さらに、国内に埋蔵する豊富なニッケル資源開発が進めば輸出量の増加も見込まれている。

このため、上記のような取扱貨物の急増に対応して、域内における物流を活性化させるためには、同港施設の改修及び拡張が喫緊の課題となっている。また、このようなブジュンブラ港の拡充は、ブルンジの持続的経済成長にも資する投資であると言える。

(2) 当該国における港湾セクターの開発政策と本事業の位置づけ及び必要性

ブルンジの第 2 次貧困削減戦略ペーパー（PRSP2）においては「経済成長・雇用創出」が 4 つの柱の内のひとつに位置付けられている。この中で、質の高い経済インフラへのアクセス向上が重点課題として挙げられており、ブジュンブラ港含むタンガニーカ湖上輸送の開発が優先プロジェクトとして挙げられている。

(3) 港湾セクターに対する我が国の援助方針

我が国は対ブルンジ事業展開計画の援助重点分野「基礎生活環境の改善」の下、基礎インフラ整備を通じた社会経済活動の活性化を目的として「経済基盤整備プログラム」を実施している。また 2011 年から 2012 年にかけて開発計画調査型技術協力「港湾マスタープランプロジェクト」を実施し、同国内の港湾施設整備にかかるマスタープラン策定を行っており、本案件は同マスタープランに基づき要請されたものである。

(4) 他の援助機関の対応

アフリカ開発銀行がブルンジ、ザンビアを中心としたタンガニーカ湖周辺の輸送インフラ開発を予定しており、同地域全体としての物流面における相乗効果を図るため、事業内容の分担について JICA と協議を開始している。

3. 事業概要

(1) 事業の目的

ブルンジ最大の国際港ブジュンブラ港の施設改修・拡張により同港の貨物取扱能力の増大を図り、ブルンジ及び周辺国を含む域内の物流活性化に貢献するもの。

(2) プロジェクトサイト/対象地域名

ブジュンブラ

(3) 事業概要

1) 土木工事、調達機器等の内容

①港の浚渫、②コンテナターミナルの建設、③シップヤードの建設、④港に流れ

込む水路の移設（迂回水路の設置）。

2) コンサルティング・サービス/ソフトコンポーネント

①設計・施工監理。②ソフトコンポーネント（詳細は協力準備調査にて確認）

(4) 事業実施体制

ブルンジ国運輸・公共事業・設備省及び海事・港湾・鉄道公社(BMPRA)

(5) 環境社会配慮・貧困削減・社会開発

1) 環境社会配慮

① カテゴリー分類：B

② カテゴリー分類の根拠：本事業は、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」（2010年4月公布）に掲げる港湾セクターのうち大規模なものに該当せず、環境への望ましくない影響は重大でないと判断され、かつ、同ガイドラインに掲げる影響を及ぼしやすいセクター、特性及び影響を受けやすい地域に該当しないため。

2) 貧困削減促進等：協力準備調査にて確認

(6) 他スキーム、他ドナー、他案件等との連携

上述のとおり、本事業は先行する開発計画調査型技協にて策定したマスタープランに基づくものである。またアフリカ開発銀行との情報交換を開始しており、現段階では、本事業との連携を想定し、ザンビアのムプルング港や湖上の航行援助施設の整備が同行の事業案として挙げられている。

(7) その他特記事項

特になし。

4. 過去の類似案件の評価結果と本事業への教訓

(1) 類似案件の評価結果

モザンビーク「ベイラ港浚渫能力増強計画」においては、先方実施機関の実施能力が十分でなく、事業終了後に見返り資金を活用した運営・維持管理技術向上のための協力が実施されている。他方、相乗効果発現の観点からは、目標達成に関わるコンポーネントについては案件形成の段階で十分に分析し、本体事業への組み込み、または他の協カスキームとの連携等により適時に実施することが望ましい旨、事後評価にて指摘されている。

(2) 本事業への教訓

本事業においても、協力準備調査において実施機関の運営維持管理体制の確認を十分に行い、供与する施設や機材の有効活用に必要なソフトコンポーネント、技術協力等を検討し、相乗効果の発現を図ることとする。

以 上

〔別添資料〕地図

案件地図

